令和5年7月5日

### 【動向整理】地域福祉計画

### 地域共生社会の実現に向けた法改正(平成29年)



### <法改正>

2017年6月に公布された改正社会福祉法において、地域福祉推進の理念を規定し、「支援 を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関 係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記し ています。また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加 を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活 課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づ くり」に努める旨が規定される。



②本人・世帯の属性を問わず、福祉、 介護、保健医療、住まい、就労及び教 育に関する課題や地域社会からの孤立 など様々な課題を抱える全ての地域住 民を対象とすべき

<地域共生社会推進検討会最終とりま

ニーズに対応する市町村における包括

①「断らない相談支援」「参加支援」

「地域づくりに向けた支援」の3つの

支援を一体的に行う市町村の新たな事

とめ>による提言 2021年12月26日

地域住民の複合化・複雑化した支援

的な支援体制の構築を推進

業を創設すべき

③地域ごとに住民のニーズや資源の状 況等が異なることから、圏域の設定や 会議体の設置等は、市町村が裁量を発 揮しやすい仕組みとする必要がある ④国の財政支援については、市町村が 柔軟に包括的な支援体制を構築するこ とを可能とするために、一本の補助要 綱に基づく申請などにより、制度別に 設けられた財政支援の一体的な実施を 促進する必要がある

## 地域共生社会の実現に向けた法改正(令和2年)

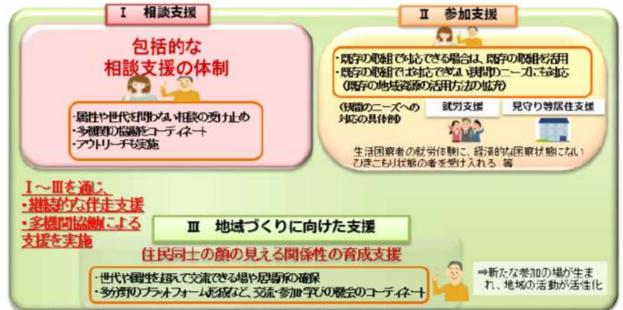


#### <法改正>

2020年2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した 支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」(属性を問わない 相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、「参加支援」 「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)が創 設される。

## 重層的支援体制整備事業の創設(令和3年)





※ I ~Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる (ケ)災害時の円滑な対応にもつながる

### 社会福祉法



#### <市町村地域福祉計画(第107条)>

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策 定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通 して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関す る事項

### <都道府県地域福祉支援計画(第108条)>

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地 から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 を策定するよう努めるものとする。

### <包括的な支援体制の整備(第106条の3)>

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機 関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資 する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施 その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力 を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う 者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の 元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

### 第2期東京都地域福祉支援計画



2021年度~2026年度 6年間

#### <計画の3つの理念>

- ・誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら 生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京
- ・地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながるこ
- ・多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる 東京

### <地域福祉推進のための施策の方向性>

- テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために
- テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために
- テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために

### <改定の主なポイント>

- ・前計画後の社会情勢の変化を反映(社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など)
- ・顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述 (ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など)
- ・区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として 紹介

令和5年7月5日

### 【動向整理】成年後見制度利用促進基本計画

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律(法)

国

2016年4月15日公布、5月13日施行

### <目的(第1条)>

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支 障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共 生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにも かかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、そ の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定 めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す ることを目的とする。

### <基本理念(第3条)>

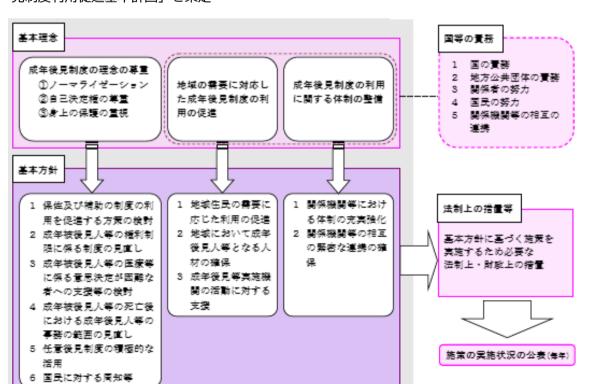
- 1 成年後見制度の理念の尊重
  - (ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視)
- 2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- 3 成年後見制度の利用に関する体制の整備

### <基本方針(第11条)>

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等
- 7 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 8 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 9 成年後見等実施機関の活動に対する支援
- 10 関係機関等における体制の充実強化
- 11 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

### <成年後見制度利用促進基本計画(第12条)>

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後 | 見制度利用促進基本計画」を策定



### 成年後見制度利用促進基本計画

国

第一期 2017年度~2021年度 5年間

#### <基本的な考え方>

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

#### <基本方針>

- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利 擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

### <総合的かつ計画的に講ずべき施策>

- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
- (4)制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
- (5)国、地方公共団体、関係団体等の役割
- (6)成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な 者への支援等の検討
- (7)成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し
- (8)死後事務の範囲等

### 第二期 2022年度~2026年度 5年間

#### <基本的な考え方>

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### <総合的かつ計画的に講ずべき施策>

- 1成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護 支援策の充実
- (1)成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2)総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度 の運用改善等
- (1)本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2)適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4)各種手続における後見業務の円滑化
- 3権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
- (2)地域連携ネットワークの機能
- (3)地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
- (4)包括的・多層的な支援体制の構築

### 4優先して取り組む事項

- (1)任意後見制度の利用促進
- (2)担い手の確保・育成等の推進
- (3)市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援 事業の推進
- (4)地方公共団体による行政計画等の策定
- (5)都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

#### 【第1期計画における課題】

- ○成年後見制度とその運用について
- ○後見人の報酬について
- ○地域連携ネットワークづくりについて

### 【第2期計画における対応】

- ○成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の 総合的な充実
- ○成年後見制度の運用の改善
- ○後見人への適切な報酬の付与
- ○地域連携ネットワークづくりの推進



# I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- ~基本的な考え方:地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進~
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利 擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



### 【動向整理】再犯防止推進計画

### 再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)



2016年12月14日公布・施行

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮 らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題 <基本理念(第3条)>

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なこと を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得 て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復 帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並 びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

#### <再犯防止推進計画(第7条)>

政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を策定(閣議決定)

- 2 再犯防止推進計画において定める事項
- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
- (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に 係る支援に関する事項
- (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
- (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

### <地方再犯防止推進計画(第8条)>

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める 努力義務

### 東京都再犯防止計画

都

第一期 2019年度~2023年度 5年間

#### <計画の位置づけ>

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止計画として、国の再犯防止推進計画を勘 案し、東京都における取組について策定。

### <基本方針>

- ・就労・住居の確保等
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・再犯防止のための連携体制の整備等

### <具体的な取組>

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・ 支援等のための取組
- 5民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

### 再犯防止推進計画



第一次 2018年度~2022年度 5年間

### <5つの基本方針>

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共 団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総 合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援 を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯 罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のた めに自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社 会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と 理解を醸成

### <7つの重点課題と主な施策>

- ①就労・住居の確保
- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における 特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む 民間団体への支援
- ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も 参考にした再犯防止方策の検討 等

### ③学校等と連携した修学支援

・矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実・矯正施設 からの進学・復学の支援 等

### ④特性に応じた効果的な指導

- ・アセスメント機能の強化
- ・特性に応じた効果的指導の充実
- ・効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ・更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・更生保護事業の在り方の見直し 等

#### ⑥地方公共団体との連携強化

- ・地域のネットワークにおける取組の支援
- ・地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦関係機関の人的・物的体制の整備

### 第二次 2023年度~2027度 5年間

#### <基本的な方向性>

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、 生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性 を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長 い"支援を実現すること
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化する ことに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高 めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の 支援連携 (ネットワーク) 拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共 団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、 国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固 にすること。

#### <7つの重点課題とその具体的施策>

- ①就労・住居の確保
- (1)就労の確保
- (2)住居の確保

### ②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1)高齢者又は障害のある者等への支援
- (2)薬物依存の問題を抱える者への支援
- ③学校等と連携した修学支援

### ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- ・拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの 充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- ・若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活 用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を 喚起する指導
- ・性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応 じた指導等の充実

### ⑤民間協力者の活動の促進

### ⑥地域による包摂の推進

- ・国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- ・地方公共団体の取組への支援
- ・地域における支援の連携強化
- ・相談できる場所の充実

### ⑦再犯防止に向けた基盤の整備

・矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用 による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効 果検証の充実、人的・物的体制の整備

# 第二次再犯防止推進計画(概要)

## 第二次再犯防止推進計画策定の目的

### 第二次再犯防止推進計画策定の経緯



### 認知件数は戦後最少を更新 再犯者率は上昇傾向



- 〇 平成28年12月
- 「再犯防止推進法」公布·施行
- 〇 平成29年12月
- 「再犯防止推進計画」閣議決定
- ▶ 7つの重点課題について、 国·地方公共団体·民間協力 者等が連携した取組を推進

### 第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 高期釈放者対策の充実強化
- ▶ 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
- ▶ 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- 〇 地方公共団体との連携強化
- ▶ 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
- ▶ 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 〇 民間協力者の活動の促進
- ▶ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよ う、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長 い"支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした 者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域 の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極 的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強 固にすること。

### Ⅱ 今後取り組んでいく施策

### 7つの重点課題とその具体的施策

### ① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
- <u>更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇</u>(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を 行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施

### (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

### ③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- ➤ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

### ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

### ⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
- ▶ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

### ⑥ 地域による包摂の推進

- 国·都道府県·市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- ▶ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- ▶ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

#### (7) 再犯防止に向けた基盤の整備

○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、 人的・物的体制の整備

### 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④主な罪名・特性別2年以内再入率 ⑤出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率



計画期間: 令和5年度から令和9年度